

	欠席事由	欠席として認められる期間	手続方法
証明書類により届出	学校保健安全法施行規則第18条に規定された感染症に罹患し、医師により感染症に罹患したとの判断を受けた場合	学校保健安全法施行規則第19条に規定された期間	保健管理センターへ医療機関発行の証明書(※)を提出、確認印をもらった後、担当教員へ提示する。
	自然災害や事故により交通機関が運休し、通学が著しく困難であると認められる場合(通学に主に用いる交通機関が運休になり、代替の交通機関での通学が不可能であった場合)	該当する期間	公的機関または交通機関発行の証明書、ならびに代替手段のないことの説明書類を担当教員へ提示する。
学科所定用紙等により届出	本学の開講科目のうち、下記の学科が認める実習に参加する場合 (文学部地理学科) 「地域文化調査法A～G」・「地域文化演習A～E」・「地域環境調査法A～F」・「地域環境演習A～F」・「地域調査入門A～F」・「人文地理学実習」・「自然地理学実習」・「地形学実習」・「水文学実習」・「気候学実習」・「歴史地理学実習」・「GIS実習」・「計量地理学実習」・「図学実習」・「地質学A・B」 (文学部歴史学科) 「考古発掘実習」 (文学部心理学科) 「心理実践実習」 (医療健康科学部) 「画像検査技術学実習」・「核医学検査学実習」・「放射線治療技術学実習」	参加日数	学科又は担当教員の指示に従ってください。
	配偶者及び1・2親等の親族の死亡に伴い、葬儀、服喪その他の行事のために授業に出席できなかった場合	配偶者及び1親等の親族の場合(父母・子)は、死亡した日から起算して連続7日(休日含む) 2親等の親族の場合(祖父母・兄弟姉妹等)は、死亡した日から起算して連続3日(休日含む)	会葬礼状等を持参のうえ、教務部窓口⑦～⑩番窓口で相談してください。
	裁判員制度による裁判員又は裁判員候補者に選任された場合 ①裁判員候補者として、裁判員選任手続のために裁判所に行った場合 ②裁判員として選任され、裁判(公判、評議、評決等)に参加した場合	①1日 ②参加日数	裁判所からの通知書等を持参のうえ、教務部窓口⑦～⑩番窓口で相談してください。
	本学の教職課程、資格講座に関わる以下の実習に参加する場合 ①教育実習 ②介護等体験 ③社会教育実習 ④博物館実習 ⑤社会福祉士・精神保健福祉士実習	受入先の指定する期間	教務部②番窓口にて所定の欠席届を受理し、受入先・指定期間の記載された公文書(写)を添付のうえ、担当教員に申し出てください。 ※公文書が発行されない場合は、事務担当部署から配付される書類(写)
	上記以外の理由で特に学部長が認めた場合		上記の事由には当たらないが、学部の決定により認められた場合 教務部⑦～⑩番窓口で相談してください。

病気・ケガ・事故・冠婚葬祭など、やむを得ない理由により授業を欠席する場合、添付ファイルにある表を参照のうえ、所定の方法により各自で授業の担当教員に届け出をしてください。

授業内で実施されたテストについては、担当教員の指示に従ってください。

表に定めのない欠席理由については、所定届出用紙等はありません。欠席が証明できるもの(1週間以上の傷病であれば医師の診断書等)を各自で取得してください。

不明な点については、教務部⑦～⑩番窓口へ問合せしてください。

●欠席に関する注意点

・欠席期間が長期にわたる場合は、休学について教務部⑩番窓口(学籍係 03-3418-9121)へお問い合わせください。

・病気・怪我等で、1か月以上の入院治療を要する場合は、事前に保健管理センター(禅研究館1階 03-3418-9635)へ連絡し、医師の診断書を提出してください。

※インフルエンザ、麻疹等の法令で定められた感染症に罹患した場合、保健管理センターに連絡の上、感染の危険がなくなるまで自宅療養してください。

治癒後、「学校における感染症」の治癒証明書(大学所定様式)を医師に記入してもらい、提出してください。

詳細は、保健管理センター[http://www.komazawa.ac.jp/cms/h_kansen/]を参照してください。

